

## 逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正(案)について

### <主な改正点>

- ・ 墓地等の経営主体となる公益法人の要件を変更します。(第3条)

**現行** 墓地等の経営を目的とする公益法人

**改正後** 墓地等の経営を目的とする公益法人で、主たる事務所又は従たる事務所の所在地を市内に登録してからの期間及び公益法人となる名称変更登記をしてからの期間が5年以上経過しているもの

- ・ 焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂の区域の境界線と建物との間で確保すべき水平投影面における最短の距離について変更します。(第10条)

**現行** 人が現に居住する建物 75メートル

学校、病院等の規則で定める建物 110メートル

**改正後** 人が現に居住し、又は使用している建物 110メートル